

3 建企第 296 号  
令和3年9月22日

関係各位

建設企画課長  
(公印省略)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける  
監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 特例監理技術者の配置要件について

発注者が入札に付す図書等において兼務が可能であることを明示し、下記（1）（2）の条件を満たした工事に限り、特例監理技術者の配置を可能とする。（ただし、長崎県以外が発注する工事においては、当該工事の発注者が定める取扱いに従うこと。）

（1）長崎県発注工事において、次の①～⑥に該当する工事でないこと。

- ① 総合評価落札方式で実施するもののうち、「高度技術提案型」または「技術提案型」である工事。
  - ② 総合評価落札方式以外において、設計金額が2億円以上の工事（災害対応等、発注者が必要と判断する場合はこの限りではない）。
  - ③ 兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円以上であるとき。
  - ④ 低入札調査基準価格未満及び履行確実性確保価格未満での落札となった工事。
  - ⑤ 通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）。
  - ⑥ 特別な理由で発注者が特例監理技術者の配置不可としたとき。
- （※配置の可否については、入札公告または特記仕様書に明示する。）

（2）配置する特例監理技術者及び監理技術者補佐について、以下の①～⑧の要件を全て満たすものであること。

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。

- ② 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、直線距離10km以内の工事でなければならない。なお、施工箇所が点在する工事の場合は、当初設計での設計額が最も大きい工区から直線距離10km以内であること。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

## 2. 入札参加資格等における実績の取り扱いについて

### ①配置予定技術者の評価

当該工事に従事する配置予定技術者の監理（特例監理）技術者の能力を評価する。  
※監理技術者補佐の能力は評価しない。

### ②配置予定技術者の評価にかかる実績の取扱い

特例監理技術者として従事した工事は、兼務した2件の工事を入札参加資格等における実績として取り扱う。

## 3. 特例監理技術者を配置する場合の申請について

特例監理技術者の配置を行う者は、届出書を以下に示すとおり提出すること。

### （1）総合評価落札方式による入札の場合

#### ①入札手続き中における仮届け

落札者の仮決定後3日以内に提出する「配置予定技術者に係る通知書」の提出と同時に「特例監理技術者の配置に関する仮届出書（総合評価用）」【様式1】を提出すること。

ただし、監理技術者補佐に関する事項、当該工事の工期、兼務する相手方の工事に

関する事項については空欄による提出も可とし、添付書類については提出不要とする。

②契約締結後における申請

契約締結後提出する「現場代理人等決定通知書」の提出と同時に「特例監理技術者の配置に関する届出書」【様式 2】を提出すること。

(2) 上記以外の場合

①入札手続き中における仮届け

仮届けの必要なし。

②契約締結後における申請

上記(1)②に同じ。

4. コリンズの登録について

特例監理技術者、監理技術者補佐を配置した場合はコリンズの登録、変更を行うこと。また、工期途中で配置が終了した場合は、登録の変更を行うこと。この際、各技術者の従事期間を適切に登録すること。

5. 施工中の工事における兼務の変更について

- ① 技術者の交代については、監理技術者制度運用マニュアルや本県の通知等によるものとする。
- ② 契約中の工事で監理技術者が特例監理技術者となる場合は技術者の変更には当たらないが、監督員と協議の上、速やかに「現場代理人等変更通知書」と「特例監理技術者の配置に関する届出書」【様式 2】を提出すること。
- ③ 兼務する工事のうち、片方の工事が完了するなどして、特例監理技術者が専任の監理技術者となる場合も同様に技術者の変更には当たらないが、もう一方の継続中の工事において速やかに「現場代理人等変更通知書」を提出すること。あわせて、継続中の工事の担当者へ完了した工事のコリンズの写し、工事完成確認通知書の写しを速やかに提出すること。
- ④ 契約中の工事に配置している監理技術者を途中交代させ、別工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することは、真にやむを得ない場合以外はできないので留意すること。
- ⑤ 兼務の条件を満たさない場合、また、満たさなくなった場合、特例監理技術者として監理技術者の兼務ができないこととなるので十分留意すること。

6. 監理技術者補佐の兼務について

監理技術者補佐が当該工事の現場代理人を兼務することを認める。

ただし、監理技術者補佐が当該工事の現場代理人以外の者（例えば、経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、他工事の現場代理人、他工事の技術者など）と兼務することは認めない。（１．（２）④ただし書きの場合を除く。）

## 7. その他、施工体制上の留意点

- ① 兼務の有無に関わらず、落札者決定通知後に技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となる場合があるので注意すること。
- ② 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

## 8. 適用日

本取扱いについては、令和3年10月1日以降に通知または公告する、特記仕様書に特例監理技術者配置に関する記載のある工事に適用する。

なお、既に契約中の工事等、特記仕様書に特例監理技術者配置に関する記載のない工事については、特例監理技術者配置の適用対象外であるので注意のこと。